

認知症の人の持続可能な地域生活に向けた支援の文献的検討

—— 地域支援と認知症地域支援推進員を中心に ——

中 島 民恵子
上山崎 悦 代
杉 山 京

要 旨

本研究の目的は、認知症の人が地域でより良く暮らし続けられるための地域支援を明らかにするための示唆を得ることをねらいに、認知症の人に関する地域支援の現状と課題を精査し、認知症地域支援推進員に期待される実践と今後の課題を明らかにすることである。文献の検索には医中誌、CiNii、Pubmed等を用い、「認知症の人に関する地域支援」あるいは「認知症地域支援推進員の導入経過・役割・実践内容」等が記載された文献を選定した。設定した選定基準を満たした6編の文献を分析した結果、認知症の人に関する地域支援はステージに応じて主たる施策や事業があり、それに依りて主な担い手が異なっていた。ステージの特徴に見合った地域支援のあり方とともに、たとえステージが異なっても、認知症の人に関する地域支援に求められるスキルや実践力の共通点を見出していく必要があると考えられる。さらに各省庁等の報告書等を基に認知症の人に関する地域支援の実践が期待される認知症地域支援推進員の役割を検討した結果、求められる実践内容は広がっており、その実践の質を高めるには、地域課題を把握するためのアセスメントツールの開発や実践内容の明確化が今後の課題であると考えられた。

キーワード：認知症の人、地域支援、認知症地域支援推進員

1. 本研究の背景と目的

75歳以上の高齢者数の増加を背景に、認知症の人の数は2030年には744万人、2040年には802万人になることが推計されている（二宮他2015）。世界では2019年の5,700万人から2050

年には1億5,280万人へと約3倍に認知症の人が増加することが指摘されており（GBD 2019 Dementia Forecasting Collaborators）、今後ますます国内外で増大する認知症の人への支援は喫緊の課題である。

日本国内ではこのように増加する認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすための対策として、地域包括ケアシステム構築と認知症施策を一体的に進化、推進していくことが求められている。東京都のデータでは、要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人の56.1%が居宅で生活しており（東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課2020）、医療サービスから介護サービスへのシームレスな体制構築に加え、地域で暮らすためのネットワーク構築が必要不可欠である。

また、認知症の人を取り巻く環境を歴史的な視点で捉えた場合に、「認知症の人を隔離し、専門家といわれる人がめんどうをみるという考え方から、徐々に、認知症があっても、サポートを受けながら地域で“普通の暮らし”をするという流れになってきている」（徳田2021：654）ことが指摘されている。そして認知症の人が生活者としてこれまでの地域での暮らしを継続していくためには、介護保険制度の事業者による支援のみならず、日常生活を送る上での多様な関係者による関わりが必然的に求められる。そこでは、人々の認知症に対する理解や偏見の払拭（大上2007）、食料品店や金融機関など生活に関わる機関の理解とサポート（徳田2018）、認知症の早期発見・早期対応に向けた地域ネットワークの形成（栗田2012）等、認知症の人に対しての地域支援を構築していくための意識的な実践が重要となる。

このような状況のなか、認知症の人の地域での暮らしを支える関係者は多岐にわたるが、その中でも認知症の人の地域支援に特化した支援の担い手として2011年度より配置された認知症地域支援推進員への期待が高まっている。現任者の正確な数は示されていないが、全国で新任研修を受けた認知症地域支援推進員は2019年度末で1万人を超えている^{註1)}。認知症地域支援推進員は全国に配置されているが、配置機関や配置人数等は各自治体に委ねられている。認知症介護研究・研修東京センターの全国調査では、認知症地域支援推進員の配置機関としては委託型地域包括支援センターが51.7%の半数強を占め、次いで直営型地域包括支援センターが29.6%、市区町村行政が13.0%、社会福祉協議会1.7%であり、認知症疾患医療センターは0.4%と割合としては最も少なかった（認知症介護研究・研修東京センター2019）。また、人口規模別に見ると、小規模自治体ほど自治体職員を配置し、大規模自治体では法人委託の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置している。地域支援事業実施要綱の改正による認知症地域支援推進員の役割規定の変更、認知症介護研究・研修東京センターによる研修や調査報告書等からも実践内容が年々多岐に渡ってきていることが分かるが、それらの変遷や背景については十分に示されていない。認知症の人の地域支援に関する現時点での先行研究の到達点と、認知症の人の地域での暮らしを推進する人材として公的財源を投入して全国に導入された認知症地域支援推進員の位置づけやその変遷、その実践内容について整理することは、今後さらに認知症の人を含めた地域包括ケアシステム構築の推進に寄与すると考える。

よって本稿では、認知症の人が地域でより良く暮らし続けられるための地域支援を明らかにするための示唆を得ることをねらいに、認知症の人に対する地域支援の現状と課題を精査し、認知症地域支援推進員に期待される実践と今後の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 方法

本稿では、文献レビューをとおして、まず認知症の人に対する地域支援に関する現状と課題について現在の研究の到達度を精査し、次いで認知症地域支援推進員の導入経過、役割および実践内容を概観し、今後の課題を明らかにするという検討を行った。

1) 認知症の人に対する地域支援

データベース医中誌 Web, CiNii Articles, Pubmed を用い、国内外で報告された文献を対象として検索した。検索用語は“認知症” and “地域支援” or “コミュニティソーシャルワーク” or “コミュニティワーク” or “ソーシャルアクション” or “コミュニティサポート” とし、2021年10月に実施した。

タイトルと要旨から明らかに本研究の目的と関係しないと考えられる文献を除外し、認知症の人に関する地域支援が示されている可能性がある文献を収集した。収集した全ての文献に目を通した上で、本研究の目的に該当しない文献を除外した。これらのプロセスを経て、本研究の趣旨を鑑みた認知症の地域支援について記述されている文献を抽出した。3名の研究者で上記のプロセスを踏んだ。

2) 認知症地域支援推進員の導入経過および役割・実践内容

データベース医中誌 Web, CiNii Articles を用い、“認知症地域支援推進員”を検索用語として検索を2022年4月に実施した。加えて、厚生労働省が示している“認知症地域支援推進員”に関連する公開資料、認知症地域支援推進員研修を担当している認知症介護研究・研修東京センターの調査報告書、研修資料等を対象とした。

3. 結果

1) 認知症の人に対する地域支援

検索の結果、データベース医中誌 Web で 162 件、CiNii Articles で 122 件が選出された。そのうち方法で示した通り、タイトルや抄録を確認し 24 件の文献を収集した。そしてさらにフルテキストなどの内容を精査し、認知症の人に関する地域支援に関する記述があると判断した 6 件を本研究の対象とした (図 1)。

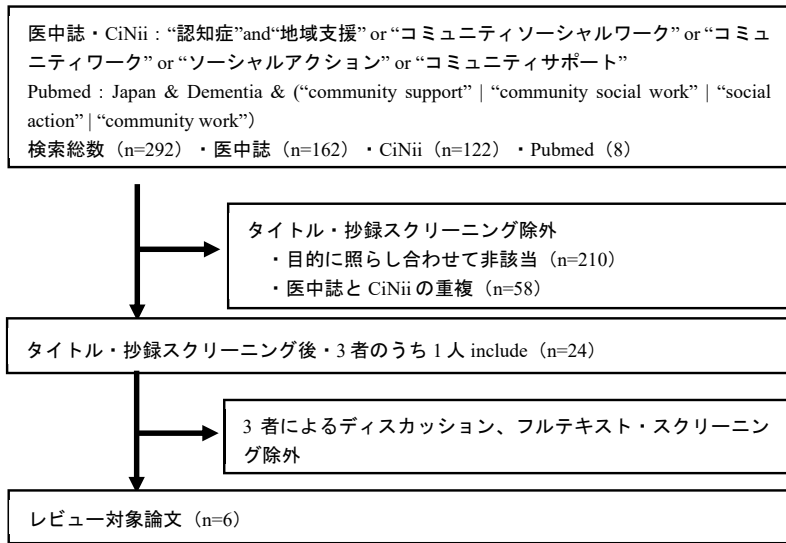


図1 文献選択のプロセス

地域支援の担い手は地域包括支援センター3職種（主任介護支援専門員，保健師，社会福祉士），コミュニティソーシャルワーカー，認知症地域支援推進員，民生委員など多様であった。支援内容も，初期相談，早期発見・対応に着目したもの，認知症の人の在宅生活を支援する地域包括ケアに必要な支援活動内容を検討したもの，事例に基づいた個のソーシャルサポートネットワークの形成と地域組織化のプロセスを示したものとはらつきがあり，認知症の人に関する地域支援自体の定義は確認できなかった。

具体的には，1編では3職種が重要と捉える認知症の人への地域支援の活動内容の構成要素として，「家族の理解」「相談体制」「地域の人の理解」「多職種連携」など7つが示されていた。1編では認知症地域支援業務を推進する要因が示されていた。2編は認知症の早期発見・早期対応に向けた地域支援体制構築（特に，民生委員やかかりつけ医，地域包括支援センターなど関係者や関連機関とのネットワーク構築），他の2編では社会福祉協議会と連携した小地域ネットワークの地域住民や自治体と提携協定を結んだコンビニエンスストアのスタッフによる見守りや関わりが整理されていた。

表1 レビュー対象論文の概要

著者（発表年） 研究方法	対象者	主な知見
中島ほか（2009） 相談内容・検査結果の 評価，自己式質問紙法	久留米市ものわずれ相談窓口を利用した45件の高齢者および家族	ものわずれ相談窓口の利用者の6～8割はMCI 早期発見・早期対応には，若い世代への認知症理解の啓発，かかりつけ医・地域包括支援センター等との連携，相談機能の拡大と充実が必要

古村ほか（2010） 自己式質問紙法	A 市民生委員	早期発見・早期対応の支援構築には、地域住民が認知症の早期発見の意義を理解することが重要
篠本ほか（2015） 事例研究（アクション リサーチ）	甲府市内の独居認知症 高齢者	個別ニーズの小地域ネットワークへのつなぎ、 フォーマルネットワークとの連携・協働によるソー シャルサポートネットワークの構築
原ほか（2016） 自己式質問紙法	兵庫県下の地域包括支 援センター3職種	認知症の人の在宅生活を支える活動 「細やかな配慮」「家族会と擁護の視点」「地域の人の 理解」「多職種連携」「医療体制」「家族の理解」 「相談体制」
森岡ほか（2018） 自己式質問紙法	Z 府認知症地域支援推 進員フォローアップ研 修参加者	認知症地域支援業務得点にはレジリエンス得点、 燃え尽き得点、推進員連絡会への参加が関連
Suzuki et al（2018） 自己式質問紙法	全国コンビニエンス ストア	自治体と民間企業との協定の締結は、一部のコン ビニエンスストアスタッフの高齢者支援活動にプ ラスの影響

2) 認知症地域支援推進員の導入経過および役割・実践内容

検索の結果、データベース医中誌 Web で 28 件、CiNii Articles で 25 件が選出され、データベース医中誌 Web と CiNii Articles で重複が 9 件あった。重複の無い 35 件を確認したが、先の文献レビューであげられた森岡ほか（2018）以外には、原著論文は見られず特集や解説に該当した。そのため、認知症地域支援推進員の導入経過、役割および実践内容が把握できる文献および報告書等を参考に、以下の通り整理した。

(1) 認知症地域支援推進員導入と経過

認知症地域支援推進員の任意配置から全市町村への導入にいたるまでの段階を、本稿では大きく 3 つの段階に分けて捉えて整理したい。第 1 段階としては 2009 年度～2010 年度の「認知症連携担当者」としての任意配置、第 2 段階としては 2011 年度～2017 年度の「認知症地域支援推進員」としての任意配置、第 3 段階としては 2018 年度～「認知症地域支援推進員」として全自治体配置である。

第 1 段階については、2009 年度～2010 年度である。この間に実施された「認知症対策連携強化事業」において、「地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目ない提供等を行うこと」を目的に、認知症疾患医療センターが設置される地域包括支援センター（150 か所）に「認知症連携担当者」を配置することが促された（進藤他 2017）。その背景として、2008 年度の「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」で示された 5 つの項目のうち 4 つ目にあたる「適切なケアの普及及び本人・家族支援」があげられる。特に認知症の早期発見と医療との連携を強化することが述べられている。認知症連携担当者の配置は、150 か所を目標とされていたが、2010 年度末までの整備は約 6 割にとどまった。その理由として武田（2011）は、認知症疾患医療センターの指定の遅れとともに、市町村に複数の地域包括支援センターがある場合にどの地域包括支援センターに配置するかの選定、委託された地

域包括支援センターでは求められる役割が果たせないのではないかといった懸念があったことを指摘している。

第2段階については、2011年度～2017年度である。2011年度に従来の認知症関連予算事業が再編され、認知症対策等総合支援事業が実施された。その過程で「認知症対策連携強化事業」は「市町村認知症施策総合推進事業」へと再編成された。その中に「認知症地域支援推進員等設置促進事業」が含まれることとなり、初めて「認知症地域支援推進員」という名での配置が明示された。これらの変更は、認知症疾患医療センターと地域包括支援センターの連携強化だけでなく、市町村を単位とした地域包括ケア体制を視野にいたした連携へとシフトしたことが背景にあると指摘されている（大島2012）。また、2011年度より認知症地域支援推進員は認知症地域支援推進員研修を受講することが明記され、認知症介護研究・研修東京センターが担うこととなった。

「認知症地域支援推進員等設置促進事業」の目的としては、「認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。このため、市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。」（厚生労働省 2011）と示されている。医療や介護にとどまらず、生活支援を含んだネットワーク形成の必要性が明示されたといえる。実施主体である、市町村（特別区を含む）は、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター、市町村本庁など適切な場所に配置することが求められた。

なお、認知症連携担当者と認知症地域支援推進員との関係については、2010年度まで認知症対策連携強化事業を実施していた場合、認知症地域支援推進員の人選は、当該事業において配置された認知症連携担当者の活用に努めることが留意事項として示された。ただし、この時点では認知症地域支援推進員の配置は任意とされた。

2012年に「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が策定され、5つ目の柱「地域での日常生活・家族の支援の強化」において、認知症地域支援推進員の2012年度見込数175人から2017年末までに700人という数値目標が示された。5つの中学校区辺り1人配置（合計約2,200人）が想定され、700人は当面5年間での配置の想定として示された（厚生労働省2012）。

また、2014年の医療介護総合確保推進法の成立を踏まえ、2014年度には地域支援事業の任意事業として実施されていた1. 認知症初期集中支援推進事業、2. 認知症地域支援推進員設置事業、3. 認知症ケア向上推進事業の3つの事業内容を総合的に実施するものとして、2015年度より地域支援事業の包括的支援事業に「認知症総合支援事業」が位置付けられた。認知症総合支援事業は、①できる限り早い段階からの支援を推進するための「認知症初期集中支援推進事業」、②地域における医療・介護等の連携の推進のための「認知症地域支援・ケア向上事業」の2事業で構成されている。②の認知症地域支援・ケア向上事業を通して、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できる体制づくりの推進役として認知症地域支援推進員の配置が示されている（認

知症介護研究・研修東京センター 2019).

その後、2015年1月に「認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）」が策定され、2つ目の柱「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の(7)医療・介護等の有機的な連携の推進の1つとして、「認知症地域支援推進員の配置」が規定された。新オレンジプランには、「認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。このため、市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う」と示されている（厚生労働省 2015）。

第3段階については、2018年度以降である。2017年7月に厚生労働省は新オレンジプランの進捗状況を踏まえ、新たな数値目標として2018年度には認知症地域支援推進員の全市町村配置が目標に掲げられた。2019年3月には、認知症介護研究・研修東京センター（2019）から「認知症地域支援推進員活動の手引き」「認知症地域支援推進員活動事例集」が示されるなど、認知症地域支援推進員の実践を後押しするための取り組みが進められている。

(2) 認知症地域支援推進員の要件と役割

ここでは、先ほどの3段階を踏まえて、認知症地域支援推進員の要件と役割の変化を確認していく。各段階での要件と主な期待される主な役割は表2の通りである。

第1段階においては、2009年に全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で示されている資料によると、認知症連携担当者の要件としては、認知症介護指導者研修修了者又はこれに準ずる者（認知症介護実践リーダー研修修了者で一定の実務経験有）等、認知症の介護や医療における専門知識を有する者と示されている。

表2 認知症地域支援推進員の要件と主な役割

	要件	主な役割
第1段階	①認知症介護指導者養成研修修了者（受講見込み者を含む） ②認知症介護実践リーダー研修修了者 ③上記①、②以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者	①地域におけるネットワーク体制の構築 ②医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこと ③他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと ④認知症に関するサービスや利用方法等の啓発 ⑤若年性認知症者に対する支援を行うこと
第2段階	①認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士	a. 医療・介護等の支援ネットワーク構築 ・認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築

	<p>②上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等との協力による、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）の作成・普及等 b. 相談支援・支援体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人や家族等への相談支援 ・「認知症初期集中支援チーム」との連携等による必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整 c. 認知症対応力向上のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援 ・介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援 ・「認知症カフェ」等の開設 ・認知症ライフサポート研修など認知症多職種協働研修の実施等
<p>第3段階</p>	<p>第2段階から変更なし</p>	<p>第2段階を基盤に変更点のみを以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> c. 関係機関と連携した事業の企画・調整 <ul style="list-style-type: none"> ・（追加）社会参加活動のための体制整備 ・（追加）認知症の人と家族への一体的支援事業

※第1段階は認知症連携担当者について（厚生労働省 2009）、第2段階は認知症地域支援・ケア向上事業に示されている 2015 年時点について（厚生労働省老健局長 2016）、第3段階は全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（厚生労働省 2019）を参照

主に果たすべき役割としては、事業内容という表現で示されており、①地域におけるネットワーク体制の構築としては、医療センター、権利擁護に関係する関係団体等との密接なネットワークの構築や医療センターの連携担当者等との情報交換及び日常的な連絡調整に努めることが示されている。②医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこととしては、医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者であって、支援にかかわる情報提供について同意を得られた者の情報を定期的に入手することや、認知症の確定診断を受けた者やその家族に対する在宅介護・保健医療サービスの情報提供その他の支援を行うこと、担当地域外の認知症者については、認知症者の居住区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供することが示されている。③他の地域包括支援センターに対する支援を行うこととしては、他の地域包括支援センターからの認知症に関する医療や介護の相談に助言等を行うこと、他の地域包括支援センターから受けた相談内容が専門医療の判断の必要なケースである場合、医療機関の紹介等を行うことが示されている。④認知症に関するサービスや利用方法等の啓発としては、地域における情報提供と積極的な利用についての啓発を行うことが役割として示されている。⑤若年性認知症者に対する支援を行うことについては、若年性認知症者やその家族に介護サービス等の情報提供を行うこと、就労支援や障害者福祉サービスの利用が必要な場合には、必要な機関と連携し具体的なサービスにつなげること、障害者就労支援ネットワークに参画し、その資源を活用しながら

ら若年性認知症者のネットワークを構築することが示されている。

第2段階においては、2015年度の「認知症地域支援・ケア向上事業」の実施要綱および厚生労働省の資料では、認知症地域支援推進員の要件として①認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、②上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）があげられている。

また、認知症地域支援推進員の役割である基本的な業務内容としては、a. 医療・介護等の支援ネットワーク構築、b. 相談支援・支援体制構築、c. 認知症対応力向上のための支援の3つが示されており、a及びbを実施するとともに、地域の実情に応じてcも実施するものとするとしている。a. 医療・介護等の支援ネットワーク構築については、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制を構築すること、地元医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等とのネットワークを形成すること、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及における主導的役割を担うことがあげられている。加えて、推進員が配置されていない他の地域包括支援センターに対する認知症対応力向上のための支援を行うことが示されている。

b. 相談支援・支援体制構築については、認知症の人やその家族等から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施すること、認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論を研究すること、「認知症初期集中支援推進事業」で設置する「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整することが主に挙げられている。

c. 認知症対応力向上のための支援については、主に4つの事業があげられている。4つの事業の説明は表3の通りである。病院や施設、介護事業所、地域の集いの場などで、認知症の人と家族への適切な関わりや支援が行われるような研修や場づくりの役割が期待されている。

表3 c. 認知症対応力向上のための支援で示されている具体的事業内容

<p>①病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業 病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、認知症疾患医療センター等の専門医等が処遇困難事例に対しては事例検討を行い個別支援を実施する。</p> <p>②地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業 認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホーム等が、相談員を配置し、当該事業所等有する知識・経験・人材を活用し、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して効果的な介護方法等の専門的な相談支援等を行う。</p> <p>③認知症の人の家族に対する支援事業 市町村又は市町村が適当と認める者が、「認知症カフェ」等を開設することにより、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽</p>
--

減等を図るため、

- 認知症の人とその家族、地域住民、専門職がカフェ等の形態で集う取組（以下「認知症カフェ」という。）等の開催
- 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが「認とも」として、認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組の実施
- 認知症の人の家族向けの介護教室の開催等を行う

④認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を修得する認知症多職種協働研修を実施する。

出典：厚生労働省老健局長（2016）

第3段階については、要件の変更はない。役割としては第2段階で示された3つの軸を基盤に、2019年度には認知症の人がこれまでの経験を活かして、地域において「生きがい」を持って生活できるように、認知症地域支援推進員の取り組みとして、社会参加活動のための体制整備が地域支援事業に新たに位置付けられた。「社会参加活動のための体制整備」がcの中に含まれる形となり、cの内容が「関係機関と連携した事業の企画・調整」と一部変更された。具体的には、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業として、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人が、地域において役割を担い「生きがい」をもった生活を送れるよう、高齢者等の希望に応じ、これまでの経験や残された能力を活かして、農作業や商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等、社会参加活動を行うための体制を整備することが役割として示された。

さらに、2022年度において、cの中に「認知症と家族への一体的支援事業」が新たに位置づけられた。「認知症と家族への一体的支援事業」は認知症の人とその家族が、より良い関係性を築きつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、公共スペースや既存施設等を活用して本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図ることが目的とされている。

4. 考察

1) 認知症の人に関する地域支援の現在の研究の到達点と今後の研究課題

文献レビューの対象となった6編において認知症の人に関する地域支援自体の定義は示されておらず、地域支援といっても、認知症の人のステージに応じて、主たる施策や事業が異なり、主な担い手も異なる状況であった。そういった中でも、複数の論文で地域包括支援センターの存在が挙げられていた。多様な相談が寄せられる地域包括支援センター（北村ほか2014）は、認知症の人の地域支援を担う重要な機関であると改めて考えられた。文献レビューからは認知症の人

に関する地域支援については、十分な研究の蓄積があるとはいえない状況が明らかとなった。

永田（2006）は、認知症の人が直面する心身の総合的な変化に応じたステージにおける本人や家族のニーズを示している。本人や家族を基軸にステージの特徴に見合った地域支援のあり方とともに、たとえステージが異なっても認知症の人に関する地域支援に求められるスキルや実践力の共通点を見出していく必要があり、今後さらに認知症の人に関する地域支援の構成要素やあり方に関しての研究が必要であると考えられた。

2) 認知症地域支援推進員の役割変化と今後の課題

本稿では、認知症地域支援推進員の導入から2022年時点までの役割の変化を3段階で捉えた。第1段階と第2段階を比較すると、名称の変化にも現れているように役割の変化が見られた。具体的には、第1段階の「①地域におけるネットワーク体制の構築」については、第1段階から第2段階において、医療センターを中心とした内容から地元の医師なども含めて適切な医療や介護サービス提供の流れ（認知症ケアパス）が構築できるような実践の広がりへの期待が読み取れる。第1段階の「②医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこと」については、医療センターでの確定診断を受けた利用者への支援が中心であったが、第2段階ではb.相談支援・支援体制構築として、認知症の人やその家族等から相談があった場合への支援の広がり、新たに設置された認知症初期集中支援チームとの連携などより具体的な内容が示されている。第1段階の「③他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと」で示されていた他の地域包括支援センターへの認知症対応力向上については、継続してその役割が示されている。第1段階の「④認知症に関するサービスや利用方法等の啓発」については、第2段階では明確には示されていないが、相談支援等に含まれていると考えることができる。第1段階の「⑤若年性認知症者に対する支援を行うこと」については、新オレンジプランにおいて若年性認知症支援コーディネーターの配置が示されたことにも影響を受けていると考えられるが、第2段階の主たる役割には明示されていない。また、第2段階では、c.認知症対応力向上のための支援が具体性をもって新たに明示されたと言える。なお、第3段階ではcの部分「関係機関と連携した事業の企画・調整」に置き換えられ、その具体的内容が追加されている。

これらの認知症地域支援推進員の導入経過の整理を通して、認知症地域支援推進員に求められる役割や実践内容は広がっていることが分かる。もちろん、認知症地域支援推進員は地域の実情も踏まえながら、地域に必要な実践を進めていくことが求められており、全ての事業を行うことが求められている訳ではない。しかし、「事業」が年々追加されることにより、「事業」をこなしていかなければならない状況が生じる。地域に必要な実践を見極めるためには、認知症の人や家族に関する地域アセスメントも今後さらに重要になると考えられる。JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study, 日本老年学的評価研究）では地域診断ツールによる地域課題の洗い出しや優先順位の必要性や有用性が指摘されており（谷山ほか2016）、認知症の人に必要な地域支援を把握するためのアセスメントツールの開発も必要と考えられた。加えて、多様な事業を

行う上でも、認知症地域支援推進員の実践の質を高めていくには、認知症地域支援推進員に求められる実践力は何であり、どういった要素で構成されるかを明確にする研究も必要となると考えられた。

本研究は JSPS 科研費 (JP21K01985, 研究代表者: 中島民恵子) の助成を受けたものである。

注

注1: 認知症介護研究・研修東京センターのホームページに掲載されている認知症地域支援推進員に関連する各種報告書に示されている新規の認知症地域支援推進員研修に参加している2011年度～2019年度の受講者数を足し合わせた結果、延べ人数で1万人を超えている (<https://dcnet.gr.jp/support/research/category/>)

参考文献

- 粟田主一 (2012) 「地域包括ケアシステムを利用した認知症の早期診断システムの推進」『保健医療科学』61 (2). pp125-129
- 古村美津代, 中島洋子, 草場知子 (2010) 「民生委員の認知症高齢者及び家族への意識と支援」『日本看護福祉学会誌』15 (2). pp 69-80
- GBD 2019 Dementia Forecasting Collaborators. (2020) “Estimation of the global prevalence of dementia in 2019 and forecasted prevalence in 2050: an analysis for the Global Burden of Disease Study 2019” *Lancet Public Health*; 7: e105-25
- 原直子, 佐藤ゆかり, 香川幸次郎 (2016) 「認知症の人の在宅生活を支援する地域包括ケアに関する研究—包括支援センターの調査に基づいて—」『厚生指標』63 (6). pp15-23
- 北村育子, 永田千鶴, 松本佳代, 森塚恵美, 清永麻子 (2014) 「認知症高齢者の在宅生活継続を可能にする地域包括支援センターを中心とする専門職連携の有効性に関する一考察」『日本福祉大学社会福祉論集』130. pp191-208
- 厚生労働省 (2009) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 計画課/認知症・虐待防止対策推進室関係 (pp116-120)
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/dl/s0219-2d.pdf> (2022.10.19 最終アクセス)
- 厚生労働省 (2011) 認知症対策等総合支援事業の実施について
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000035rce-att/2r98520000035rgf_1_1.pdf (2022.10.19 最終アクセス)
- 厚生労働省 (2012) 「認知症施策推進5か年計画 (オレンジプラン)」(平成25年度から29年度までの計画) <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002j8dh-att/2r9852000002j8ey.pdf>
- 厚生労働省 (2015) 認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～ (概要) https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf
- 厚生労働省老健局長 (2016) 「地域支援事業の実施について」の一部改正について
<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/25831.pdf> (2022.10.19 最終アクセス)
- 厚生労働省 (2019) 「全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議 資料」(2019年3月19日) P141 <https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000490690.pdf> (2022.10.19 最終アクセス)
- 森岡 朋子, 黒田 研二 (2018) 「認知症地域支援業務を推進する要因: レジリエンス・燃え尽き・ネットワークに注目して」『人間健康研究科論集』1. pp65-82
- 永田久美子 (2006) 『認知症の人の地域包括ケア—多職種で取り組むステージ・アプローチ』日本看護協会出版会

- Nakamura Y, Matsumoto H, Yamamoto-Mitani N, Suzuki M, Igarashi A. (2018) Impact of support agreement between municipalities and convenience store chain companies on store staff's support activities for older adults. *Health Policy* 122 (12). pp1377-1383
- 中島洋, 古村美津代, 木室知子, 樋口千恵子, 西依信樹 (2009) 「ものわずれ相談窓口の有用性と今後の課題」: 『久留米医学会雑誌』 72 (1・2). pp78-87
- 認知症介護研究・研修東京センター (2019) 「認知症地域支援推進員の活動の推進に関する調査研究事業報告書」
- 認知症介護研究・研修東京センター (2019) 『認知症地域支援推進員 活動の手引き』
https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center1/309/t_2019_suishinin03_tebiki.pdf
- 認知症介護研究・研修東京センター (2019) 「認知症地域支援推進員 活動の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000524980.pdf> (2022.11.1 最終アクセス)
- 認知症介護研究・研修東京センター (2019) 「認知症地域支援推進員 活動事例集」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000524969.pdf> (2022.11.1 最終アクセス)
- 二宮利治, 清原裕, 小原知之 (2015) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」平成26年度 総括・分担研究報告.
- 大島憲子 (2012) 「地域連携のための認知症地域支援推進員の役割」『老年精神医学雑誌』 23 (3). pp305-313
- 大上真一: 「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の現況－発言し, 地域に出る認知症の人たち, 訪問看護と介護 12 (1): 23-27. (2007).
- 進藤由美, 永田久美子, 佐々木宰, 小谷恵子 (2017) 「認知症ケアで協働していく人材 その強みを知る 認知症地域支援推進員ならびに連携推進員」『認知症ケア事例ジャーナル』 10 (2). pp174-182
- 篠本耕二, 二塚綾 (2015) 「認知症高齢者のコミュニティソーシャルワーク～理論に基づく実践の積み重ねから生活困窮者自立支援に向けて」『西武文理大学サービス経営学部研究紀要』 26. pp153-161
- 武田章敬 (2011) 「認知症を支える地域連携の最前線」『医学のあゆみ』 Vol239 (5). pp425-430
- 谷山麻由美, 近藤 克則, 近藤 尚己, 荒木 典子, 藤原 晴美 (2016) 「長崎県松浦市における地域診断支援ツールを活用した高齢者サロンの展開 JAGES プロジェクト」『日本公衆衛生雑誌』 63 (9). pp578-585
- 東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課 (2020) 「令和元年度認知症高齢者数等の分布調査報告書」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisaku/koureisyaikaku/08keikaku0305/r1nintisyoutyousa.files/r1nintisyohoukokusyo.pdf> (2022.11.1 最終アクセス)
- 徳田雄人 (2018) 『認知症フレンドリー社会』 岩波新書